

国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議規則

平成 28 年 3 月 18 日
規則 第 139 号

最終改正 平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学経営企画推進機構規則（以下「機構規則」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副機構長
- (2) I R・評価機構長
- (3) 安全・安心機構長
- (4) 副学長（総務・評価・I R 担当）
- (5) 副学長（教育担当）から機構長が指名する者 1 人
- (6) 副学長（研究担当）
- (7) 副学長（国際連携担当）
- (8) 副学長（地域連携・広報担当）
- (9) 総務部長
- (10) 財務部長
- (11) 法人企画課長
- (12) その他機構長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 機構会議は、機構規則第 3 条に掲げる事項を審議する。

(議長等)

第 4 条 機構会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、副機構長の中から機構長が指名する。
- 3 議長は機構会議を招集し、主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6条 機構会議の事務は、人事課及び財務課等の関係各課の協力を得て、法人企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。